



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No.298

2023  
Jun.

6

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

奈良県自閉症協会への入会メ  
リットと療育についての問い  
合わせがありました。自閉症協会は、  
自閉症に関連する情報やサポートを  
提供する組織です。

入会することで、自閉症に関す  
る最新の情報や療育のリソー  
スにアクセスできるだけでなく、他  
のメンバーとのつながりを築くこ  
とができます。自閉症協会のメンバ  
ーシップには、他の自閉症児者やその  
家族との交流の機会が含まれます。  
同じ経験を持つ他のメンバーとの共  
感と支えを提供しあうネットワー  
クは、困難な状況や課題に対処す  
ための貴重なサポートとなります。ま  
た、自閉症協会は、自閉症に関する  
意識向上や権利の保護のためのアド  
ボカシー活動を行っています。

入会することで、自閉症の声を  
代表し、政策の変革や社会の  
理解促進に貢献することができま  
す。自閉症協会への入会には一般的  
に義務はありませんが、以下のよう  
な責任や義務が期待される場合があ  
ります。自閉症協会のメンバーシ  
ップには、年会費がかかります。自閉  
症協会は、一定のルールや規定に基  
づいて運営されています。入会する  
ことで、これらのルールと規定を遵  
守する責任が発生する場合があります。  
自閉症協会では、様々な活動や  
イベントが開催されることがありま  
す。入会者は、積極的に参加し、協

力を提供することが期待されま  
す。が、強制されるものでなく、出来る  
範囲で会員相互が協力し合います。  
なかでも療育に関する会員相互の情  
報交換が重視されています。自閉症  
児者への療育の主な目的は、彼らの  
能力や社会的な機能を最大限に引き  
出すことです。以下に、自閉症児者  
への療育の一般的な目的と方法をい  
くつか挙げます。

①コミュニケーション能力の向上：  
自閉症児者は、言葉や非言語的なコ  
ミュニケーションにおいて困難を抱  
えることがあります。療育の目的は、  
彼らのコミュニケーションスキルを  
発達させることで、自己表現や他者  
との関わりを向上させることです。

②社会的な相互作用の向上：自閉  
症児者は、社会的な相互作用や対人  
関係の発達に困難を抱えることがあ  
ります。療育の目的は、他者との関  
わりや社会的なルールの理解を促進  
し、友情や協力関係の構築を支援す  
ることです。

③行動の自己制御の向上：自閉症  
児者は、感情や行動の自己制御に課  
題を抱えることがあります。療育の  
目的は、彼らが適切な方法で感情を  
表現し、社会的な期待に合わせた行  
動を取る能力を向上させることで  
す。

④学習能力の向上：自閉症児者は、  
学習において特定の興味や関心を持  
ち、情報の処理に特有のスタイルを

持つことがあります。療育の目的は、  
彼らの学習スタイルに合わせた方法  
で情報を提供し、学習能力を最大限  
に引き出すことです。

⑤日常生活の独立性の向上：自  
閉症児者は、日常生活のさま  
ざまな活動において支援を必  
要とすることがあります。

療育の目的は、自己ケアや日常生活  
スキルの習得を支援し、彼らが可能  
な限り自立して生活できるようにす  
ることです。これらの目的は、自閉  
症児者の個別のニーズや能力レベル  
に応じてカスタマイズされます。療  
育のアプローチやプログラムは多様  
であり、個々の特性に応じて選択実  
施されます。自閉症スペクトラム障  
害(ASD)に有益な早期療育には、  
以下のような幅広いアプローチや  
サービスがあります。ただし、個々  
の症例に応じて最適なアプローチが  
異なる場合がありますので、専門家  
の助言や個別の評価を受けることが  
重要です。

①応用行動分析(ABA)：ABAは、  
望ましい行動を増やし、問題行動を  
減らすための手法です。このアプ  
ロッチでは、行動の評価、目標の設  
定、報酬や強化、応用の一貫性を重  
視します。

②認知行動療法(CBT)：CBTは、  
思考、感情、行動の関連性に焦点を  
当てる心理療法です。ASDの場合、  
社会的なスキルやコミュニケーショ

<p>ンの向上、問題解決能力の向上に役立つことがあります。</p> <p>③会話の促進：言語の発達が遅れている場合、言葉やコミュニケーションスキルの向上を図るために、個別の言語療法士やスピーチセラピストの支援を受けることが有益です。</p> <p>④ソーシャルスキルトレーニング：ASDの人々にとって社会的なスキルの習得は重要です。ソーシャルスキルトレーニングは、対人関係のスキルや社会的な相互作用の向上に焦点を当てたプログラムです。</p> <p>⑤認知能力の強化：ASDの人々は、認知的な柔軟性や問題解決能力の開発にも支援が必要です。個別のニーズに合わせた認知トレーニングや学習支援が役立つ場合があります。</p> <p>⑥家族支援：早期療育においては、家族へのサポートも重要です。家族は、日常生活の中でスキルを促進</p>	<p>し、学習をサポートするための情報やリソースを提供されることが有益です。これらのアプローチは一部であり、他にも様々な早期療育の方法が存在します。自閉症者のコミュニケーションスキルを高めるためには、以下のような療育方法が有効な場合があります。</p> <p>⑦社交的なスキルトレーニング：社交的なスキルを向上させるために、特定の社交的な行動や相互作用の練習が含まれるトレーニングプログラムがあります。これには、視線の合わせ方、表情の認識、会話のスキルなどが含まれます。</p> <p>⑧姿勢や身体の動きの認識：コミュニケーションは言葉だけでなく、身体の動きや姿勢も重要です。特定の身体的なサインや非言語的なコミュニケーションの認識を高めるトレーニングが行われることがあります。</p>	<p>⑨ソーシャルストーリー：ソーシャルストーリーは、特定の社会的な状況や相互作用を理解し、適切な行動や反応を学ぶためのストーリーテリングの手法です。個別の状況に応じて作成され、視覚的なサポートや具体的な例を通じて理解を促すことができます。</p> <p>⑩前処理と予測：コミュニケーションの困難を持つ人々には、事前の準備や予測が役立つ場合があります。具体的には、予測可能なルーチンや社会的な状況を事前に説明し、理解を深めることが有効です。</p> <p>⑪個別の言語療法：言語の発達が遅れがある場合、個別の言語療法士やスピーチセラピストの指導の下で、コミュニケーションスキルを向上させるためのトレーニングが行われることがあります。</p> <p>⑫ピアサポート：同じ課題を抱える仲間やピアサポーターとのグルー</p>
<p>プセッションを通じて、コミュニケーションスキルの練習や相互作用の経験を促すことがあります。これらの方法は、個々のニーズやレベルに合わせてカスタマイズされるべきです。専門家や療育プロバイダーと協力して、最適なものを選択します。なかでも PECS と TEACCH は、自閉症スペクトラム障害（ASD）の治療や教育に使用される効果的なアプローチです。PECS（Picture Exchange Communication System）は、言語習得の促進・自己主導性の強化・社会的な相互作用の向上などを目的に、非口頭的なコミュニケーション手段を提供するためのプログラムです。PECS は、言語やコミュニケーションの遅れがある子供たちに対して、自己表現や要求のスキルを向上させるために使用されます。このアプローチでは、子供たちは画像やシンボルを使って意思疎通</p>	<p>を行います。彼らは望んでいるものや欲しいものの画像を選び、それを大人や他の人と交換することでコミュニケーションを行います。PECS は、子供たちが自発的にコミュニケーションの手段を獲得し、次第により高度なコミュニケーションスキルを発展させるのに役立ちます。一方、TEACCH（Treatment and Education of Autistic and related Communication-handicapped Children）は、ASDの人々に対する教育と環境調整のためのプログラムです。TEACCH は、個々のニーズに合わせて教育プランを作成し、環境の調整や視覚的な支援を提供することで、ASDの人々の自立や社会的参加を促進します。このアプローチでは、タスクの指示や予定表、作業ステーションの整理などの視覚的な手法を使用し、個々の学習スタイルや特性に合わせた支援を提</p>	<p>供します。PECS と TEACCH は、ASDの人々のコミュニケーション、学習、自立に焦点を当てたアプローチであり、それぞれ異なる目的と手法を持っています。ただし、両方のアプローチは個別に使用されるだけでなく、組み合わせて使用されることもあります。治療や教育プランの作成には、個々のニーズや目標を考慮することが重要です。</p> <p>もうひとつ、自閉症児のコミュニケーションスキルや社会的な相互作用の発達を促進するための療育アプローチの一つに大田ステージ(Ota's Stage Approach)があります。このアプローチは、大田宗一郎氏によって提案されたもので、以下の要素が含まれます。</p> <p>①非言語的な関心の引き出し：自閉症児には、言語的なコミュニケーションに困難がある場合があります。大田ステージでは、子供の非言</p>

語的な興味や関心を引き出すことに焦点を当てます。子供の関心が向いている対象や活動に基づいて、コミュニケーションを通じて関わりを深めることが重要です。

②共同の関心領域の構築：自閉症児は、他人との関係や相互作用に困難がある場合があります。大田ステージでは、子供の興味や関心に基づいて、共同の関心領域を構築することを目指します。子供が興味を持つ対象や活動に対して、大人が積極的に関わり、子供との共同の関心を形成します。

③サポートされたコミュニケーション：自閉症児には、コミュニケーションのスキルや意図の表現に困難がある場合があります。大田ステージでは、子供のコミュニケーションの試みをサポートし、子供が自分の意図や欲求を表現できるようにします。具体的には、子供のコミュニケー

ションのサインや合図を理解し、適切な反応やフィードバックを提供します。

④言語的なコミュニケーション促進：大田ステージでは、非言語的なコミュニケーションから徐々に言語的なコミュニケーションへの移行を促します。子供の興味や関心に基づいて、適切な言葉やフレーズを導入し、言語的なコミュニケーションのスキルを発展させます。以上から、わが子にあった効果的な療育の組み合わせを見つけ実施してください。

(河村)



### 厚生労働省より旅館業法等 改正案についての報告

改正旅館業法（略称）の原案が修正され、全会一致で成立いたしました。また日本自閉症協会含む色々な団体から要望で、利用を拒否できる条件が限定されております。（例えば、この中の1の(1)③で「厚生労働省令で定めるもの」が書き加えられました。（③は感染症対策ではなく、クレーマー対策）以下、厚労省からのメール内容

平素より大変お世話になっております。

厚生労働省生活衛生課の根本でございます。旅館業法等改正法案につきましては、これまで皆様に検討会やヒアリングなどに際してご意見をいただきまして、昨年10月に臨時国会に提出後に継続審

議となっておりますところ、先日、衆議院にて修正の上で可決され、本日、修正案が参議院本会議にて可決、成立となりました。皆様にはこれまで、様々な場でご検討・ご意見いただきまして、改めて深く御礼申し上げますとともに、成立した改正法の概要につきまして、添付のとおりご報告させていただきます。今後、法施行に向けて準備していく中で、皆様には引き続きご意見・ご協力をお願いする機会が出てくるかと存じますが、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。取り急ぎ、御礼及びご報告とさせていただきます。（厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課指導係）

改正の趣旨

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

①特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は・特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。・その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

②宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められると

き）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。

③宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底等

①旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

②営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒



むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

③厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。

④営業者は、当分の間、(1)②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。等

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛

生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

①事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。

②都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

等施行期日 公布の日(令和5年6月中旬の予定)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

**65歳介護保険優先問題**

**質疑**

衆議院厚生労働委員会(5月31日)

■野間健立憲民主党の野間健です。本日は、まず障害者福祉の65歳の壁の問題について質問させていただきます。障害者の方々もですね、障害者の方のほうもほぼ半数以上が、52%以上が65歳を超えるというそういう時代になっております。人口でいいますと500万人以上の方がですね、障害者の方が65歳を超える高齢化の世代に入っているわけがあります。

そして、今まで65歳までは障害者福祉サービスを受けていた障害者の方が65歳から介護保険のサービスに入らなければいけないということで、例えば住民税非課税世帯の非常

に家計も苦しい、障害者の方が介護保険に入ることによって自己負担が生じてくる。そしてまた自分がそれまで通い慣れていた事業所にも、介護保険サービスに移るということで、行けなくなる。

ということで、今までも岡山市や千葉市に住む浅田さんとか雨谷さんが訴訟を起こして、岡山においては、この浅田さんは勝訴しています。そして今千葉でも東京高裁でこの方は勝ったわけですが今また最高裁にも上告をされているところでありますけどもこういった高齢化に伴ってですね、65歳の壁が生じて、いわゆる障害者総合支援法と、それから介護保険法等の狭間といいますかこの間どうしてもその介護保険に入って移らなきゃいけないということで非常に困ってる、厳しい状態に置かれてる方々が出てるわけですけども

これに対してどういう政府は今取り組みをしているんでしょうか？

■辺見障害保健福祉部長：我が国の社会保障全体の体系におきましては、あるサービスが公費負担制度でも、社会保険制度でも提供されているときは、保険料を支払って国民が互いに支え合う社会保険制度によるサービスをまず利用するという保険優先の考え方が原則となっております。

このため障害福祉制度と介護保険制度の関係につきましても、この関係に基づきまして、障害者が高齢となり、同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合にはまずは介護保険制度を利用させていただくこととしているところでございます。

その上で、その運用に当たりましては、お一人お一人の個別状況を丁寧に勘案しその方が必要とされている支援が受けられることが重要でありまして介護保険サービスの支給限度基準額の制約等により十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスも利用できるなどの取り扱いを、通知などでお示しをしてきたところでございます。

さらに、介護保険制度の利用者負担との公平性にも留意しつつ、一定の要件を満たす高齢障害者について介護保険サービスに係る利用者負担を軽減する制度「新高額障害福祉サービス等給付費」と申しますが、こうした制度を創設したり、障害者が高齢になっても使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用したいというニーズを踏まえまして障害福祉サービスを介護福祉サービスの事業所が

<p>相互にそれぞれの指定を受けやすくする共生型サービスを創設する、こういった取り組みを進めてきたところでございます。保険優先の考え方は原則として維持しつつ申請者ごとの個別の状況を丁寧に勘案し支給決定がなされるよう、令和6年、令和4年4月、令和4年6月に取りまとめられました社会保障審議会障害者部会の報告書等も踏まえまして、市町村における運用に当たって留意すべき具体例を示すべく現在検討を進めているところでございまして、引き続き制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>■野間健：確かにですね今おっしゃったように新高額障害福祉サービスなど、あるいは共生型サービスの施設を作ったりですね、認定したり、そういう穴を埋める政策はされ</p>	<p>てるんですけども、例えばこの新高額障害福祉サービスなどは非常にこれ手続きとか要件が面倒煩雑ですね、ほとんど使われてないっていうんですね。これ一昨年の数値調査だと、1自治体当たり年間3.4人しか使っていないと、ほとんど使われていないです。そしてまたこの共生型サービスですね、施設が極端にまだまだ少ない状態で利用が行ってないということでもありますので、なかなか厳しい立場にあるんですね。65歳超えた高齢の障害者の方に寄り添った形にはなっていないと思います。</p> <p>そこでやはりこの障害者総合支援法と介護保険法、この狭間で皆さんを助けるためにはこの両方の何らかの意味での統合とかですね、あるいは市町村の自主性とか裁量権を与えるということは言ってますけど、なか</p>	<p>なか具体的にもよくわからないしまたそういったことが周知されていないということで、やっぱりこれ抜本的な対策が必要ではないかと思えますけれども、大臣いかがでしょうか、</p> <p>■加藤厚生労働大臣：今、これまでも議論いただいたように、あくまでも保険優先の考え方が原則ということ、これは本件に限らず、社会保障全般について、そういう原則で対応していただいているところであります。また、新高額障害福祉サービス等給付金のお話もありました。なかなか利用が十分に行き届いてないということもございますので、各市町村において、対象者などに対して制度の概要等に丁寧に説明いただくよう、お願いをしているところであります。引き続きお願いをしていきたいと思っております。</p>
<p>障害福祉制度、介護保険制度の統合に関するご指摘、これ、介護保険制度できたとき、いろいろ議論あるいはごめんなさい障害者児支援制度をつくる時もいろんな議論があって今日の姿になったというふうに記憶をしております。そもそも障害者の日常生活および社会生活において障害者のニーズに基づく必要な支援を行う障害福祉制度と、介護保険制度では法律における目的趣旨も異なることから、この枠組みの中で適切に対応していくということが、現時点においては適切と考えております。また各市町村においても障害福祉制度と介護保険制度の関係について引き続き保険優先の原則に基づき、制度の運用を行うことを前提としつつもですね、高齢の障害者のお一人お一人の個別の状況を丁寧に勘案し、介護保険サービスだけでなく、介護福祉サービスの業務も含めて、その</p>	<p>方が必要とされている支援が受けられるよう、適切に対応していただく必要があると考えており、我々としてもそうした形で市町村に対して、対応していきたいと考えております。</p> <p>■野間健：縷々、対策は打たれてるということなんですけどこの制度にですね、高齢化した障害者の皆さんを合わせるのではなく、障害者の皆さんの生活実態に合わせて制度をぜひ運用していただきたいと思えます。</p> <p>「新高額保険サービス等給付費」  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/2018_shinnin_1_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/2018_shinnin_1_1.pdf</a></p>	<p><b>65歳問題について現時点でわかっていること、対応が必要なことなど</b></p> <p>■厚労省の見解</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービスが公費負担制度でも、社会保険制度でも提供されているときは、保険料を支払って国民が互いに支え合う社会保険制度によるサービスをまず利用するという保険優先が原則。</li> <li>2. 運用に当たっては、一人一人の個別状況を丁寧に勘案しその方が必要とされている支援が受けられることが重要。</li> <li>3. 介護保険サービスの支給限度基準額の制約等により十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスも利用できるなどの取り扱いを行う。</li> </ol> <p>一定の要件を満たす高齢障害者について介護保険サービスに係る利用者</p>

負担を軽減する制度

「新高額障害福祉サービス等給付費」を創設した。

4. 障害者が高齢になっても使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用したいというニーズを踏まえて障害福祉サービスを介護福祉サービスの事業所が相互にそれぞれの指定を受けやすくする共生型サービスを創設。

■「新高額保険サービス等給付費」

※ 介護保険の負担額に関する対応  
○ 対象者

(1)65歳に達する日前5年間(入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。

(2) 障害者及び当該障害者同一の世帯に属するその配偶者が、当該障

害者が65歳に達する日の前日の属する年度(当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であったこと又は障害者及び当該障害者同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であつて、境界層該当者として負担軽減措置を受けていたこと。

(3)65歳に達する日の前日において障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であること。

(4)65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこ

と。

※ 詳細情報 [https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/2018\\_shinnin\\_1\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/2018_shinnin_1_1.pdf)

■ 介護保険と障害福祉サービスはどちらが優先か(「ケアマネと考える介護のはなし」)

1. 65歳になったら介護保険優先障害福祉の制度による相談員もここで終了。

? 確認が必要な情報

生活保護者は介護保険制度に加入できない為、条件に当てはまる方は介護保険サービスではなく生活保護の介護扶助を受ける事となる。介護扶助も介護保険制度と同様のサービスを受ける事が出来るが、障害福祉サービスと介護扶助では障害福祉サービスが優先となる。

2. 介護保険と障害福祉サービスが両立できる場合介護保険サービスにない障害福祉サービスは今まで通り

利用することが可能。

また、同様のサービスがある場合でも介護保険ではサービス量が不足している場合は障害福祉サービスを利用できる場合がある。

※ 詳細情報 <https://ngt-k.com/blo/plan/post-173/>

作成・文責 2023.6.4 津田明雄

会費・納入先は下記のとおりです。

(会費)

①個人正会員 ¥6000.-

②賛助会員

個人¥3000.- 法人¥10000.-

(振込先)

①ゆうちょ銀行

口座番号: 00980-0-225697

名義: 特定非営利活動法人

奈良県自閉症協会

②南都銀行郡山支店

口座番号: 普通預金 1068978

名義: 奈良県自閉症協会

代表者 河村舟二

厚生労働省 障害者芸術文化活動普及支援事業

奈良県障害者芸術文化活動支援センター

奈良県の障害者芸術文化活動(美術・演劇・音楽)の更なる振興を図ることを目的として、地域における障害者の芸術文化活動を支援する「奈良県障害者芸術文化活動支援センター」を設置しました。さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、障害者や団体等を総合的に応援しています。

相談支援

芸術文化活動に関する悩みを関係機関と連携し解決へ導く

創作や発表など、障害のある人の芸術文化活動に関するあらゆる悩みを関係機関と連携しながら解決に導きます。当事者その家族、介助者等、さまざまな人から相談を受付けます。

機会創出

芸術文化活動に参加する機会を生み出す

障害者作品展や公募型の展覧会、障害の有無にかかわらず参加できるワークショップなど、さまざまな方法で芸術文化に参加する機会を生み出す取り組みを行います。

情報発信

障害のある人の芸術文化活動に関する情報の収集と発信

展覧会、公演、ワークショップ、講座などのイベント情報、地域のアーティストや芸術文化活動の実態などの情報を収集し、さまざまな方法で発信していきます。

人材育成

障害のある人の芸術文化活動を推進する人材の育成

美術や舞台芸術等についての福祉事業所職員向けの研修や、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人の芸術文化活動を推進する人材を育成します。

障害者アートのお困りごとは当センターへお問い合わせ下さい。展覧会やワークショップ、講座等の開催については、奈良県障害福祉課のホームページで発信する予定です。

問い合わせ先

奈良県障害者芸術文化活動支援センター

(奈良県福祉医療部障害福祉課内)

【TEL】0742-27-8922 【FAX】0742-22-1814

【メール】syogai@office.pref.nara.lg.jp



**奈良県障害福祉関連等情報を提供します。最新情報**

○（6／12）知事定例記者会見

HTML <https://www.pref.nara.jp/63365.htm>

テキスト <https://www.pref.nara.jp/63607.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=VwxF9t0kScs>

○（6／13）知事記者発表（令和5年度6月補正予算等）

HTML <https://www.pref.nara.jp/63365.htm>

テキスト <https://www.pref.nara.jp/63614.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=q1bNsl9hpFw>

○（9／1㉞）「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集します

障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」実現するために、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いをテーマにした作文や絵を募集します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/295019.htm#itemid295019>

○（7／7㉞）「通訳・介助にトライ！」の受講者を募集します

目と耳の両方に障害のある「盲ろう者」の日常生活とは？ 盲ろう者とゲームや交流をしながら、さまざまな方法でコミュニケーションをしてみませんか。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/295276.htm#itemid295276>

○（6／20㉞）「はたらく障害者応援フェア・にぎわい市」の出店事業所の募集について

県では、障害者就労施設において生産される商品等の販売拡大とブランド力向上を図るため、県内の大規模ショッピングモールの協力を得て、販売会を開催しています。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/295383.htm#itemid295383>

○（6／20㉞）「はたらく障害者応援フェア・ミニ版」の出店事業所の募集について

県では、障害のある人の就労意欲を高め、経済的自立を支援するとともに、障害のある人への理解促進を図ることを目的として、県内の大型商業施設において授産商品の共同販売会を開催しております。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/295358.htm#itemid295358>

○（9／15㉞）第51回 奈良県障害者作品展の作品募集について

今年度も奈良県障害者作品展を開催することになりました HTML <https://www.pref.nara.jp/item/278220.htm#itemid278220>

htm#itemid278220

○（6／1）奈良県障害者芸術文化活動支援センターについて

障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図ることを目的として、地域における障害者の芸術文化活動を支援する「奈良県障害者芸術文化活動支援センター」を設置しました。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/294724.htm#itemid294724>

○（6／15）障害者雇用促進ジャーナル作成業務に係る特定随意契約の事前公表について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による標記の随意契約について、奈良県契約規則（昭和35年5月奈良県規則第14号）第16条の2の規定により公表します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/248792.htm#itemid248792>

**会員**の方の情報によると、奈良県総合リハビリテーションセンター（リハセン）の精神科では、最近、精神科に受診する人たちが増えてきて、なかなか予約も取れない状態が続いているので、リハセンの精神科では、主に、二十歳までの子どもを中心に診て、すぐに転院ということではないが、二十歳以上の患者さんは紹介状を書くので、年内には他の病院に移ってほしいとの方針をとられているようです。今は、年金の診断書までは書いてくださるみたいですが、自分で次の病院を選ぶリストを渡され、困惑している人がいるとのことでした。そこで、県に問い合わせしてみた結果、次の回答が届きました。

NPO 法人 奈良県自閉症協会

会長 河村 舟二 様

奈良県病院マネジメント課の豊田と申します。

5月30日にお問い合わせいただいた奈良県リハビリテーションセンターの運用について、リハビリテーションセンターを運営する奈良県立病院機構に確認した結果は、以下のとおり回答がありました。

リハビリテーションセンターでは、これまで公的病院として児童精神科医療領域で県民の診療に尽力して参りました。しかし、患者数が増加し続ける中、診療時間や診療回数が充分確保できない状況となっており、全ての患者さんに公平かつ十分な医療を受けていただくためには、症状固定した成人患者を中心に診療ニーズに応じて奈良県立医科大学付属病院や地域の医療機関への転院をお願いすることとし、対象となる患者さんに対して順次説明をさせていただいてるところです。

また、今回のお願いにつきましては、診療の待合室等に掲示するとともに一人おひとりに丁寧にご相談をさせていただきたいと考えております。

なお、奈良県立医科大学付属病院を始めとする他医療機関に対して、順次説明をおこなっているところです。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

== 奈良県福祉医療部医療政策局 病院マネジメント課 0742-27-8647（直通）  
0742-22-7471（FAX） ==

## 日本障害者協議会（JD）政策会議参加報告

（2023年5月26日 13:30～16:40 戸山サンライズ 参加：津田）

【テーマ】総括所見（勧告）を学び合い語り合おう

※ 以下は、私が感じたことを含めて記載したものです。

### ■ 概要

○ 総括所見について様々な団体から（約12団体）さまざまな意見がだされました。JDの中にもいろいろな意見があることがわかりました。総括所見を絶対的なものとするのではなく、具体的な検討、意見交換が必要であることを強く感じました。

### ■ 教育についての議論

- 日本の教育は障害のある人を分離、隔離した教育である。
- インクルーシブ教育ならば「分離」してはいけないのでは？
- 必要なのは「場」ではなく、「個

人に必要とされる合理的配慮」「効果的で個別化された支援の中身」でありそれが受けられる仕組みなのでは？

○ 幼児期の発達検査で障害があると分離されてしまう。結果、学校選択の段階で普通学級ではない進路をすすめられてしまう。早期発見・早期療育に問題がある。

※ 「インクルーシブ教育」についても、人によりいろいろな解釈や思いがあるように感じられます。  
※ 特別支援学校の存在を問題とする発言がこれまでに聞かれています。それぞれの意見を聞いて、総括所見はそこまでのことは言っていない。しっかり検討することが求められていると理解しました。  
※ 幼児期の発達検査をした結果として普通学級の選択ができないことにつながっているという意見…個人の要望が配慮されない、発達検査をしなければいい、などいずれも問題だと思います。子どもの将来のために、よりよい決定ができるようなシステムにしていくことが大切であると思います。難しい事情はありますが、しっかりとした検討が必要であると考えます。

来のために、よりよい決定ができるようなシステムにしていくことが大切であると思います。難しい事情はありますが、しっかりとした検討が必要であると考えます。

### ■ 障害を考える時のモデルについての話

○ 個人モデル、社会モデル、生活モデルがある。

個人モデル（医学モデル）：ハンディキャップを個人の責任で克服する考え方  
社会モデル：社会の障壁が障害を作っている。これを取り除くのは社会の責務。

生活モデル：個人モデル+社会モデル…これが大切との話です。

○ 国際生活機能分類（ICF）を使って説明された。

○ 医療の中のリハビリテーションは個人の生活機能を上げる取り組みをしてきた。

○ 作業療法士協会は、取り組みが医療の中にどっぴりついている（生活の中に入れてはいけないとい



う考えが従来あった）ことに問題を感じ、昨年9月22日に、生活を見に行くべきであるとの考えを打ち出し、通達をした。このことで患者さんが変わっていく。これを生活行為向上マネジメント（M

PDLP）という、このことを覚えて欲しい。（これを進めていく）※MPDL Pは生活を見に行くとのことで、よいと感じた。なお、本人の障害特性の理解や環境について、どこまで専門的な支援

をもって検討されるか。関心を持ち、意見交換をしていく必要があるように感じた。※MPDL P ([https://www.jaot.or.jp/ot\\_support/mtdlp/whats/](https://www.jaot.or.jp/ot_support/mtdlp/whats/))

### 会計より・「令和5年度会費納入のお礼」& まだの方へ振込みお願い

アジサイの季節となりましたね。色々な種類のアジサイを、毎朝の散歩時に楽しませてもらっています。熟す前の梅の実もかわいくて、健康で散歩できる幸せを感じています。

早速、会費納入いただいた会員の皆様ありがとうございました。

うっかり会費振り込みをお忘れの方、早めの会費納入にご協力のほど、よろしくお願い致します。

会費・納入先は下記のとおりです。

(会費)

①個人正会員 ￥6000.-

②賛助会員 個人￥3000.- 法人￥10000.-

(振込先)

①ゆうちょ銀行

口座番号：00980-0-225697

名義：特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

②南都銀行郡山支店

口座番号：普通預金 1068978

名義：奈良県自閉症協会 代表者 河村舟二

\*住所や名前の変更があれば、下記、理事長河村さんまでお願いします。

事務局 理事長 河村舟二

E-mail [kawafune@ares.eonet.ne.jp](mailto:kawafune@ares.eonet.ne.jp)

電話& FAX 0743-55-2763

### 差別は許さない！名古屋市役所前緊急抗議集会

6月3日名古屋市主催の名古屋城バリアフリー市民討論会が開催されました。その中で、私たちの仲間である車いす使用の男性が発言したところ、他の参加者から、障害者への差別用語を発し、「平等とわがままと一緒にするな」「不平等があるから平等がある」「お前が我慢せい」など、バリアフリーとは、関係ない発言をあげました。しかも、名古屋市担当職員をはじめ、河村市長もいたにもかかわらず、誰も発言を止めることはありませんでした。討論会閉会のあいさつで、河村市長は、「熱いトークがあって、たいへんよかった」等、障害者差別が目前で起きたことを無視しました。市が障害者差別を容認した瞬間です。

さらに、12日月曜日には、名古屋城バリアフリー設備について、なんらかの発表するとのこと。

みなさん、これまでのバリアフリーのこと、今回の人権侵害を許されないために、抗議集会に参加してください。声をあげましょう！

日時：2023年6月13日火曜日10:00-12:00

場所：名古屋市役所前

主催：名古屋城木造天守にEV設置を実現する実行委員会

問い合わせ先

〒466-0037

名古屋市昭和区恵方町2-15

TEL：052-851-5240 FAX：052-851-5241

[aju\\_kurumaisu@aju-cil.com](mailto:aju_kurumaisu@aju-cil.com)（担当：水野・佐々木）

## 第51回奈良県障害者作品展 開催要項

第51回奈良県障害者作品展は、例年と開催会場を変更し、

**「芸術会館 美楽来」（生駒市）**で実施します。

今年度の開催要項を確認の上、作品応募、作品展示における搬入搬出、周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

※今年度の開催は「芸術会館 美楽来」（生駒市）の1会場のみで実施します。

### 1. 目的

作品制作を通じて、障害のある人の社会参加と自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、より多くの方が障害のある人の作品に触れる機会を設けることで、広く県民の障害のある人に対する理解の促進を図ることを目的とする。

### 2. 主催 奈良県

### 3. 開催日時等

(1) 公開期間 令和5年11月30日(木)～12月5日(火)（ただし、12月4日(月)は休館）公開時間 午前10時～午後5時（ただし、最終日の12月5日(火)は正午まで）

搬入・搬出日時 搬入：令和5年11月29日(水) ※搬入時間については、出品受付後に連絡します。 搬出：令和5年12月5日(火) ※搬出時間については、出品受付後に連絡します。

### 4. 開催場所 芸術会館 美楽来

(住所：生駒市西松ヶ丘 2-20)



5. 出品資格者 ①奈良県内に在住する障害児・者、②奈良県内の施設に入・通所する障害児・者

6. 種目 絵画、写真、書道、工芸、手芸、文芸（短歌、俳句、川柳）、コンピュータ・タイプアートの7種目とする。

7. 出品点数 出品できる作品点数は、種目、個人作品、合同作品を問わず、1人1点とする。

8. 表彰 各種目の特に優秀な作品については、賞状を授与する。

9. その他 昨年の受賞者が受賞作と同一種目に出品した場合は、受賞の対象としない。応募作品は全作品の展示を原則とするが、出品が多数の場合は展示できないことがある。出品多数の場合は先着順。サイズを超えた場合は出品ができない場合がある。

（第1号様式）

第51回奈良県障害者作品展 出品申込書

令和5年 月 日

障害者作品展出品取りまとめ団体 ご担当者 様

出品者名

第51回奈良県障害者作品展出品要領により、下記のとおり出品の申込みをします。

記

ふりがな				性別	男・女
名前				生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日（ 歳） ※申込時の年齢
住所	〒			職業	(事業所・施設名や学校名も記載)
電話番号					
障害	身体障害者手帳	第	号	種別	視覚・聴力・音声言語・肢体不自由・内部
	療育手帳	第	号	種別	A・B
	精神保健福祉手帳	第	号	等級	1・2・3
種目	1. 絵画 2. 写真 3. 書道 4. 工芸 5. 手芸 6. 文芸 7. コンピュータ・タイプアート ・出品をご希望される種目に○を付けてください。 ・昨年度第50回奈良県障害者作品展において、優秀賞を受賞されましたか？ 受賞した 受賞なし ※昨年度受賞された方は今年度の優秀賞審査対象外となります。				
ふりがな				出品区分	
題目				個人作品・合同作品	
作品寸法	縦(cm)	横(cm)	奥行き(cm)	展示方法	
				壁掛け・机置き・床置き	
(上限規定)	120cm(書道は200cm)以内	180cm以内	150cm以内		
奈良県障害者作品展におけるインターネットでの作品、キャプションカード公開について、自身の出品作品等が公開されることに同意しない場合、右記に○を付けてください。					同意しない

※1 必ず**全ての欄**にご記入ください。

出品場所が両会場、作品内容が異なる場合は、会場ごとに作成してください。

※2 作品寸法が未定の場合であっても、搬入時の目安とするため、おおよその寸法を記載してください。

※3 作品寸法が規定を超えると、**優秀作品選考対象外**となりますので、ご注意ください。



お暑い季節になりますが… 7月・8月の第4月曜  
”きずな作業” & ”おしゃべり情報交換しましょう！

のお誘いです

駅や街中で、「久しぶり!」と笑顔で待ち合わせ人を見かけると、こちらも笑顔になります。少しずつ、日常が戻ってきました。

夏本番の暑い時期にはなりますが、会員誌「きずな」封入作業のお手伝いを  
お願いしながら、いろんなよもやま話で近況報告や情報交換したいと、下記  
の日程をお知らせいたします。

是非ご参集くださり、手と口をいっぱい動かしてください。

日時;2023年7月24日月曜日 10:30~13:00

2023年8月21日月曜日 10:30~13:00

場所は大和郡山市内を予定しております。きずな6月号がお手元に届くころ  
には確定しておりますので、下記連絡先にお問い合わせ願います。

○事務局 kawafune@ares.eoneto.ne.jpmosikuha

○担当湯浅 09099810209 (電話もしくはショートメール)

◎ハサミ、セロハンテープご持参いただけると助かります

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円